

記入例

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

2023 年 1 月 31 日 提出

長崎県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、

2022 年 1 月 1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1 家畜人工授精所の管理番号：

42****

開設許可証（又は管理番号通知書）の「42」から始まる6桁の番号を記載。

2 家畜人工授精所の名称及び所在地：

●●家畜人工授精所、 佐世保市〇〇町●●番地

3 家畜人工授精所の業務の別：

5

開設許可証に記載されている業務の別を全て記載（備考2を参照し該当する番号を記載）。
「家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存」の場合は「5」を記載。

4 報告対象物：

1

精液は「1」、受精卵は「2」を記載（備考3を参照）。報告対象物ごとに報告書を作成してください。

5 前年12月31日時点の保存数量：

100 本

6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受数量	譲渡等記録簿（様式第24号）等に基づき集計。※他農場の雌畜に注入した精液は譲渡に数える。			50	0	0	50	0	0	30	0	0	160
譲渡数量				10	10	10	15	5	10	15	10	5	105
利用数量	5	5	5	5	3	7	5	5	5	5	10	5	65
廃棄又は亡失した数量	人工授精簿を参照。※自農場の雌畜に注入した精液を数える。			0	2	0	0	0	0	0	0	10	12
月末時点の保存数量	90	110	100	135	120	105	135	125	110	120	100	80	
備考	廃棄又は亡失した場合はその旨を記載				亡失	亡失した精液の発見+2						棚卸による廃棄10本	

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、又は処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
- 4 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記載すること。
- 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
- 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
- 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 + 2）。